

# 岡崎市議会議案

令和2年6月定例会



## 令和 2 年 6 月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
72	工事請負の契約について（岡崎市豊富保育園改築工事）	1
73	市道路線の廃止について	3
74	物品の取得について（路面清掃車）	5
75	物品の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）	7
76	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	9
77	物品の取得について（高度救命処置用資機材）	11
78	物品の取得について（小型動力ポンプ積載車）	13
79	物品の譲与について（救急自動車）	15
80	工事請負の契約について（岡崎市立梅園小学校ほか31校校内ネットワーク更新業務）	17
81	物品の取得について（タブレット端末用充電保管庫）	19
82	岡崎市市税条例の一部改正について	21
83	岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	29
84	令和 2 年度岡崎市一般会計補正予算（第 3 号）	31
85	令和 2 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	37
86	令和 2 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）	41



令和2年第72号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的  
岡崎市豊富保育園改築工事
- 2 工事概要  
木造平家建て 延べ1,642.42平方メートル
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 契約金額  
594,000,000円
- 5 完成期限  
令和3年8月31日
- 6 契約の相手方  
岡崎市明大寺町字西郷中37番地  
小原・大黒屋特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。



令和2年第73号議案

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

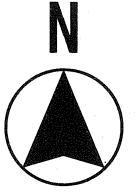
令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路線名	起 点
		終 点
5946	上衣文18号線	岡崎市上衣文町字衣文
		岡崎市上衣文町字衣文

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



5946 上衣文18号線

国道473号

凡 例	
廃止する路線	



物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
路面清掃業務の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
路面清掃車	1 車体 いすゞ 2PG-FRR90T2 2 装備 (1) 2WD (2) ブラシ	1両

- 3 契約方法  
随意契約
- 4 買入金額  
34,259,871円
- 5 納入期限  
令和3年3月31日
- 6 契約の相手方  
大阪府大阪市西区北堀江四丁目1番7号  
英和株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



令和2年第75号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
消防の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
災害対応 特殊水槽 付消防ポ ンプ自動 車	1 車体 日野 2KG-GX2AGBF-DMGBA 2 装備 (1) 四輪駆動 (2) 水槽 (1.5立方メートル)	1両

- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
53,412,480円
- 5 納入期限  
令和3年3月31日
- 6 契約の相手方  
東京都北区田端六丁目1番1号  
日本ドライケミカル株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



令和2年第76号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
災害対応特殊 救急自動車	1 車体 トヨタ TRH226S-QFTDK-H 2 装備 (1) 四輪駆動 (2) 防振ベッド	2両

- 3 契約方法  
随意契約
- 4 買入金額  
36,738,612円
- 5 納入期限  
令和3年2月26日
- 6 契約の相手方  
名古屋市昭和区高辻町6番8号  
愛知トヨタ自動車株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



令和2年第77号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
高度救命処置用資機材	1 気道確保用資機材	2組
	2 自動体外式除細動器	
	3 輸液用資機材	
	4 ベッドサイドモニター	
	5 自動心臓マッサージ器	

- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
25,190,000円
- 5 納入期限  
令和3年2月26日
- 6 契約の相手方  
静岡県静岡市駿河区池田156番地の2  
協和医科器械株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。





物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内田 康 宏

- 1 買入目的  
消防の用に供するため
- 2 買入物品

品 名	説 明	数 量
小型動力ポン プ積載車	1 車体 ニッサン C B F - S Q 1 F 2 4 2 装備 (1) オートマチック車 (2) 小型動力ポンプ積載装置	5 両

- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
23,509,920円
- 5 納入期限  
令和3年3月31日
- 6 契約の相手方  
半田市亀崎町10丁目15番地  
有限会社江川工業所

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



物品の譲与について

次のとおり、物品を譲与するものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 譲与する物品

品 名	説 明	数 量
救急自動車	1 車体 トヨタTRH226-0007422 (平成22年式)	1 両
	2 付属品 ストレッチャー	

2 譲与の相手方

豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98  
学校法人藤田学園

3 譲与の理由

藤田医科大学岡崎医療センターが西三河南部東医療圏の医療機関と連携し、同医療圏内での患者の搬送に使用するため、当該物品を譲与する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により必要があるによる。



工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的  
岡崎市立梅園小学校ほか31校校内ネットワーク更新業務
- 2 工事概要  
校内ネットワーク整備等工事一式 小中学校32校
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 契約金額  
321,686,200円
- 5 完成期限  
令和3年2月10日
- 6 契約の相手方  
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
西日本電信電話株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。



令和2年第81号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
学校の用に供するため
- 2 買入物品  
タブレット端末用充電保管庫 529台
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
49,454,350円
- 5 納入期限  
令和3年2月10日
- 6 契約の相手方  
名古屋市中区丸の内三丁目18番28号  
教育産業株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。





岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

第1条 岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改め、同項第5号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定めるものについては、同令で定める記載によることができる。

第26条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「(昭和29年総理府令第23号)」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第26条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第27条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める。

第28条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「においては、4月15日」を「には、同月15日」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

同条第4項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に改め、「以下この項及び」を削り、「次に」を「法第317条の6第5項各号に」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「によつて」を「により」に改め、「以下この項及び」を削り、「次に」を「、第39条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては法第317条の6第6項各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては同項第1号又は第2号に」に改め、同項各号を削り、同条第7項中「によつて」を「により」に、「この項及び次項において「記載事項」を「この条において「記載事項」に改め、「」を記録した光ディスク等」の次に「(光ディスク、磁気テープその他の地方税法施行規則で定める記録用の媒体をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

9 第5項（法第317条の6第5項第1号に係る部分に限る。）又は第6項（同条第6項第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第31条の3第1項中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同条第2項中「第7項」を「第6項」に、「第12項」を「第11項」に改める。

第44条の2第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第44条の2第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第47条の2第4項中「第28項から第30項まで」を「第27項から第29項まで」に改める。

第47条の3第3項及び第4項中「第44条の2第5項」を「第44条の2第6項」に、「登録されている」を「登録がされている」に改める。

第65条の3の次に次の1条を加える。

第65条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第66条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により」に、「申出」を「申告」に改め、「納税義務者」の次に「又は前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた現所有者」を加える。

第92条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第92条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第94条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項において準用する同令第8条の4第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第96条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、地方税法施行規則第16条の2の3第1項において準用する同令第8条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第96条第1項中「第94条第2項」を「第94条第3項」に改める。

附則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第4条の4の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第5条の3中「法附則第15条から第15条の3の2までの」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第5条の4第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロからホまで」を「附則第15条第30項第1号ロからニまで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ及びハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第62条の条例で定める割合は、零とする。

附則第6条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第7条、第8条及び第8条の3中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条、第13条及び第13条の3中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第19条 第5条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 岡崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「この款」の次に「及び第30条第2項の表(1)項」を加える。

第30条第2項の表(1)項オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第40条中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改める。

第92条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第5条の3中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第5条の4第13項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の4の規定の適用については、同条中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中岡崎市市税条例第92条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中岡崎市市税条例第25条第1項及び第31条の3並びに同条例附則第15条第1項及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに第2条中岡崎市市税条例附則第5条の3及び附則第5条の4の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに附則第2条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中岡崎市市税条例第92条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第25条第1項及び第31条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第20条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新条例第26条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第26条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第44条の2第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第44条の2第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第65条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る必要があるによる。



岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（防疫等業務手当の特例）

- 6 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第9条の規定は適用しない。
- 7 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

（理由）

この条例案を提出したのは、人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等業務手当に係る特例措置を講ずる必要があるによる。

令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ969,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,118,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	56,069,048	588,877	56,657,925
	1 国庫負担金	13,720,604	32,074	13,752,678
	2 国庫補助金	42,270,299	556,803	42,827,102
17	県支出金	9,961,843	29,986	9,991,829
	2 県補助金	3,977,346	29,986	4,007,332
19	寄附金	72,058	277	72,335
	1 寄附金	72,058	277	72,335
21	繰越金	1	350,007	350,008
	1 繰越金	1	350,007	350,008
	歳入合計	169,149,035	969,147	170,118,182

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	52,086,554	31,069	52,117,623
	1 総務管理費	8,350,554	1,080	8,351,634
	2 総務諸費	41,446,942	525	41,447,467
	4 戸籍住民基本台帳費	717,060	23,118	740,178
	5 選挙費	230,314	6,346	236,660
3	民生費	48,486,391	192,656	48,679,047
	1 社会福祉費	11,531,838	57,576	11,589,414
	2 老人福祉費	9,659,737	12,960	9,672,697
	3 児童福祉費	23,693,774	119,849	23,813,623
	4 生活保護費	3,601,039	2,271	3,603,310
4	衛生費	13,630,037	23,961	13,653,998
	1 保健衛生費	5,035,228	23,961	5,059,189
	3 環境費	756,465	0	756,465
6	農林業費	1,661,302	6,127	1,667,429
	1 農業費	558,588	1,241	559,829
	3 林業費	346,363	4,886	351,249
7	商工費	5,252,678	620	5,253,298
	1 商工費	5,252,678	620	5,253,298
8	土木費	19,425,552	100,237	19,525,789
	5 都市計画費	6,085,684	99,557	6,185,241
	6 公園緑地費	2,726,412	680	2,727,092
10	教育費	16,869,033	614,477	17,483,510
	1 教育総務費	3,020,927	7,577	3,028,504
	4 学校教育費	4,968,493	612,991	5,581,484

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	2,311,207	315	2,311,522
	6 保健体育費	2,914,999	△6,406	2,908,593
	歳出合計	169,149,035	969,147	170,118,182

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	美術博物館 企画展開催事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">19,431</p>





令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,940,821千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	県支出金	21,423,417	1,226	21,424,643
	1 県補助金	21,423,416	1,226	21,424,642
	歳入合計	31,939,595	1,226	31,940,821

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	532,661	1,226	533,887
	1 総務管理費	460,717	1,226	461,943
	歳出合計	31,939,595	1,226	31,940,821



令和2年第86号議案

令和2年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）

令和2年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,591,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,591,819	151	1,591,970
	1 一般会計繰入金	1,548,583	151	1,548,734
	歳入合計	1,591,819	151	1,591,970

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,591,819	151	1,591,970
	1 継続契約集合支出	1,591,819	151	1,591,970
	歳 出 合 計	1,591,819	151	1,591,970





